

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第2部門第5区分  
 【発行日】令和5年10月24日(2023.10.24)

【国際公開番号】WO2023/090041  
 【出願番号】特願2023-534309(P2023-534309)

【国際特許分類】

**B 6 3 B 19/26(2006.01)**

**B 6 3 B 19/18(2006.01)**

【F I】

B 6 3 B 19/26 D

B 6 3 B 19/18

10

【手続補正書】

【提出日】令和5年6月14日(2023.6.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

船倉の上部開口を開閉するスライド式ハッチカバーが開いたときに形成されるハッチ口を覆うように構成された装置本体と、

前記装置本体に設けられ前記スライド式ハッチカバー上に載置される基部と、

弾性材料により形成され、前記基部の側面部に着脱可能に取り付けられる基端部と、前記基端部から下方に延びて前記スライド式ハッチカバーに接触される先端部とを有するシール部材と、

を備え、

前記シール部材の先端部の厚さは、基端側から先端側に向かうにつれ徐々に減少されることを特徴とする船積み用雨除け装置。

30

【請求項2】

前記シール部材の基端部は、前記スライド式ハッチカバーに対し垂直な向きに配置される

請求項1に記載の船積み用雨除け装置。

【請求項3】

前記シール部材の先端部は、自然状態において、先端側がハッチ口側または反ハッチ口側に向くよう湾曲されている

請求項1に記載の船積み用雨除け装置。

【請求項4】

前記シール部材の基端部は、ブラケットを介して前記基部の側面部に着脱可能に取り付けられる

請求項1に記載の船積み用雨除け装置。

40

【請求項5】

前記シール部材より軟質の弾性材料により形成され、前記基部の側面部に着脱可能に取り付けられる基端部と、前記基端部から下方に延びて前記スライド式ハッチカバーに接触される先端部とを有する追加シール部材をさらに備える

請求項1に記載の船積み用雨除け装置。

【請求項6】

前記追加シール部材は、多孔質の弾性材料により形成される

50

請求項 5 に記載の船積み用雨除け装置。

【請求項 7】

前記追加シール部材の基端部は、追加ブラケットを介して前記基部の側面部に着脱可能に取り付けられる

請求項 5 に記載の船積み用雨除け装置。

【請求項 8】

弾性材料のシートにより形成され、前記基部の底面部に取り付けられる基部シール部材を備える

請求項 1 に記載の船積み用雨除け装置。

10

20

30

40

50